（前のページより続き）

〔規　則〕

○刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則（**国家公安委**一三）　二三

〔訓　令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（**内閣府**四）　二四

〔告　示〕

○主務大臣の定める中小規模の事業及び業種の事業を定める件等を廃止する告示（**内閣府・財務**一）　二四

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件（**同**二）　二四

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号ニの規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件（**同**三）　二四

○沖縄振興特別措置法施行令第二十九条の規定に基づき、主務大臣が指定する業種を定める件及び沖縄の中小企業の経営革新に関する指針を廃止する告示（**内閣府・経済産業**一）　二四

○妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（**厚生労働**一四二）　二四

○雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（**同**一四三）　二四

○雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（**同**一四四）　二四

○厚生労働大臣が定める教育訓練の基準の一部を改正する件（**同**一四五）　二四

○土地改良法施行規則第三十八条の二等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**農林水産**六六九）　二四

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（**同**六七〇）　二四

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（**同**六七一）　二四

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**同**六七二）　二五

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件の一部を改正する件（**同**六七三）　二五

○船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する告示（**国土交通**四五七）　二五

本号で公布された法令のあらまし

◇警察法の一部を改正する法律（法律第六号）（警察庁）

1　重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する規定等の整備

㈠　国家公安委員会及び警察庁の所掌事務の追加

(1)　国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二六年法律第一〇四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）が害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案（以下「サイバー事案」という。）のうち次のいずれかに該当するもの（以下「重大サイバー事案」という。）に対処するための警察の態勢に関する事務を追加することとした。（第五条第四項第六号関係）

イ　次の事務又は事業の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれのある事案

(イ)　国又は地方公共団体の重要な情報の管理又は重要な情報システムの運用に関する事務

(ロ)　国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業

ロ　高度な技術的手法が用いられる事案その他のその対処に高度な技術を要する事案

ハ　国外に所在する者であってサイバー事案を生じさせる不正な活動を行うものが関与する事案

(2)　国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務を追加することとした。（第五条第四項第一六号関係）

㈡　関東管区警察局の所掌事務の特例に関する規定の整備

関東管区警察局は、全国を管轄区域として、警察庁の所掌事務のうち㈠の(2)の事務を分掌することとした。（第三〇条の二関係）

㈢　広域組織犯罪等に対処するための措置に関する規定の整備

(1)　警察庁長官は、重大サイバー事案について警察庁と都道府県警察が共同して処理を行う必要があると認めるときは、当該重大サイバー事案の処理に関する方針を定め、警察庁又は関係都道府県警察の一の警察官に、警察庁及び関係都道府県警察の警察職員に対して必要な指揮を行わせることができることとした。（第六一条の三第三項関係）

(2)　警察庁長官による広域組織犯罪等に対処するための態勢の指示により重大サイバー事案の処理に関して警察庁に派遣された都道府県警察の警察官は、国家公安委員会の管理の下に、当該重大サイバー事案の処理に必要な限度で、全国において、職権を行うことができることとした。（第六一条の三第四項関係）

㈣　その他の規定の整備

(1)　㈠の(2)の事務に関して必要な職務を行う警察庁の警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該職務に必要な限度で職権を行うものとした。（第六四条関係）

(2)　(1)の警察庁の警察官及び㈢の(2)の都道府県警察の警察官の当該職務執行について苦情がある者は、国家公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができることとした。（第七九条関係）

2　警察庁の組織の改正

警察庁の組織について、サイバー警察局を設置し、その所掌事務としてサイバー事案に関する警察に関する事務等を定めるとともに、情報通信局を廃止し、長官官房の所掌事務に警察通信に関する事務等を追加することとした。（第一九条、第二一条及び第二五条関係）